令和４年度

公共用水域･地下水
水 質 測 定 計 画

島　根　県

目　　次

令和４年度公共用水域水質測定計画 ---------- 1
数値の取扱方法 ---------- 5
公共用水域水質測定結果報告様式　様式1-1～様式1-5 ---------- 7
別表１（河川） ---------- 12
別表２（湖沼） ---------- 16
別表３（海域） ---------- 18
（参考）海水浴場遊泳適否調査 ---------- 20
調査地点の概略図 ---------- 21

令和４年度地下水水質測定計画 ---------- 30
数値の取扱方法 ---------- 32
地下水質測定結果報告様式　別紙様式１ ---------- 33
別表１（地下水質調査） ---------- 34

令和４年度公共用水域水質測定計画

１．趣　　旨

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、本県の区域に属する公共用水域の水質の測定に関する国及び地方公共団体の計画を、統一的視点から総合的に実施できるよう協議・調整して、公共用水域の水質の測定について必要な事項を定めるものである。

２．内　　容

測定地点、測定項目、測定頻度及び測定機関（調査担当機関）は、次のとおりとする。なお、調査地点については調査地点図を参照のこと。

(1) 河　　川　：別表１

(2) 湖　　沼　：別表２

（注）　採水頻度　：一日採水回数欄の数値は、採取水層数を示す。

(3) 海　　域　：別表３

（注）　① 美保湾、江の川河口海域、浜田川河口海域

採水頻度　：一日採水回数欄の数値は、採取水層数を示す。

② 海水浴場水域

遊泳適否調査を除く水質環境基準監視調査実施分を示す。

（参考）海水浴場遊泳適否調査

（注）　① 海水浴場の選定基準は次の通り。

遊泳期間中の利用者が概ね１万人以上の水浴場を基本とする。

また、遊泳期間中の利用者が概ね千人以上で管理実態がある水浴場から、地域性を考慮し、選定する。

② 採水頻度は次の通り。

遊泳期間前に各２日（１日２回午前午後）

③ その他必要事項等実施要領は別途定める。

３．採　水　時　期

(1) 採水は、採水日前において、比較的晴天が続き水質が安定している日を選ぶものとする。

(2) 低水流量時及び水利用が行われている時期を含めるものとする。

４．採　水　部　位

試料の採水部位は原則として次のとおりとする。

(1) 河　川　：流心部の表面水（水深の２割程度の深さ）

(2) 湖　沼　：表層（湖面下0.5m）と下層（湖底上1.0m）

(3) 海　域　：表層（海面下0.5m）と下層（海面下5.0m）

５．採取時に実施すべき事項

(1) 河川の場合：採水日時、採取位置（右岸又は左岸からの距離）、水深、流量、降雨状況などを記録する。また、一部試料の酸素固定を行うほか、水温、気温、色相、濁度又は透明度、臭気などについても現地で測定又は観測することを原則とする。

(2) 湖沼の場合：河川に準ずる。

(3) 海域の場合：採水日時、水深、干満潮の時刻、降雨状況等を記録する。
　また、一部試料の酸素固定を行うほか、水温、気温、色相、油膜、透明度、臭気等についても現地で測定又は観測することを原則とする。

６．分　析　方　法

(1) 環境基準項目

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)に掲げられた測定方法によることとする。

(2) 特殊項目

「排水基準を定める総理府令」(昭和46年 6月21日環境庁告示第35号)に掲げる方法によることを原則とする。

(3) 要監視項目

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(平成 5年 4月28日環水規第１２１号環境庁水質保全局水質規制課長通知)及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（令和 2年 5月28日環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号環境省水・大気環境局長通知によることを原則とする。

(4) 要測定指標等

「要測定指標等の測定の実施及びアンケートの実施について（協力依頼）」（平成25年3月25日環水大水発第1303251号環境省水・大気環境局水環境課長通知)によることを原則とする。

(5) トリハロメタン生成能

「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第5条第2項の規定に基づき環境庁長官が定める検定法」(平成 7年 6月16日環境庁告示第30号)に掲げる方法によることを原則とする。

７．調査結果の送付

調査結果は、別紙様式1-1～1-5により、各測定機関において四半期ごと（ 4～6月分、7～9月分、10～12月分、翌年1～3月分）に取りまとめ、年4回、次の各項により測定機関ごとに定める期限内に送付するものとする。

但し、生活環境項目（日間平均値）が水質汚濁防止法第18条に規定する緊急時に相当する場合及び健康項目（日間平均値）が環境基準を超過して検出された場合には、状況把握を行うとともに、その結果を直ちに島根県環境生活部環境政策課（以下「環境政策課」という。）へ送付するものとする。

(1) 市町村（松江市除く）： 7月、10月、1月の各20日及び4月 5日までに管轄保健所へ送付するものとする。

(2) 保　　健　　所： 7月、10月、1月の各月末及び4月15日までに管内の市町村報告分と併せて取りまとめ環境政策課へ送付するものとする。

(3) 国土交通省出雲河川事務所 ： 7月、10月、1月の各月末及び4月15日までに環境政策課へ送付するものとする。なお、宍道湖、中海の測定地点の内、松江市域に属する地点に係る調査結果については、 7月、10月、1月の各月末及び4月15日までに松江市環境保全課に送付するものとする。

(4) 島根県環境政策課 ： 宍道湖、中海の測定地点の内、松江市域に属する地点に係る調査結果については、 7月、10月、1月の各月末及び4月15日までに松江市環境保全課に送付するものとする。

(5) その他の測定機関： 7月、10月、1月の各月末及び4月15日までに環境政策課へ送付するものとする。

８．そ　の　他

(1) この計画に定めのない事項については、関係機関が協議して定めるものとする。

(2) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素についてはその合計で環境基準を設定してあるが、今後の検討に資するためそれぞれの濃度もあわせて報告すること。

(3) ペンフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペンタフルオロオクタン酸(PFOA)の測定結果の報告に際しては、PFOS及びPFOAの合算値に加え、PFOS、PFOS(直鎖体)、PFOA、PFOA(直鎖体)それぞれの測定値についても報告すること。

(4) 別表１～３及び参考に示した測定計画では「測定機関」の欄の表記は次のとおりの略称を用いている。

測定機関名及び表記（略称）等

表記（略称）	正　式　名　称	機関ｺｰﾄﾞ
国交省出雲	国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所	027
国交省浜田	国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所	026
県:委託	島根県環境生活部環境政策課	028
松江HC	松江市・島根県共同設置松江保健所	011
県:雲南HC	島根県雲南保健所	023
県:出雲HC	島根県出雲保健所	012
県:県央HC	島根県県央保健所	015
県:浜田HC	島根県浜田保健所	013
県:益田HC	島根県益田保健所	014
県:隠岐HC	島根県隠岐保健所	016
県:保環研	島根県保健環境科学研究所	018
県:松江県土	島根県松江県土整備事務所広瀬土木事業所	007
県:県央県土	島根県県央県土整備事務所大田事業所	006
県:浜田県土	島根県浜田県土整備事務所	003
県:益田県土	島根県益田県土整備事務所	005
松江市	松江市	032
浜田市	浜田市	017
出雲市	出雲市	024
益田市	益田市	033
江津市	江津市	010
雲南市	雲南市	054
邑南町	邑南町	042

数 値 の 取 扱 い 方 法

<table>
<tr><th>区分＼項目</th><th>生 活 環 境 項 目</th><th>健 康 項 目 等</th><th>特 殊 項 目 等</th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="3">(1)　報告下限値未満の数値は、「＜報告下限値」と記載する。
（記載例「BOD:0.4→<0.5」）
(2)　有効数字は２桁とし、３桁目以下を切り捨てる。
（記載例「DO:10.7→10」）
(3)　報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。
（記載例「SS:2.6→2」）
(4)　報告上限値以上の数値は、「 ＞ 報告上限値」と記載する。
（記載例「透視度:>100」）
(5)　欠測ﾃﾞｰﾀは空白とする。</td></tr>
<tr><td>有効数字等</td><td>①　ｐＨは小数第２位を四捨五入し、小数点以下１桁までとする。
②　大腸菌群数は指数表示とする。
③　n-ヘキサン抽出物質含有量の報告下限値(０.５)未満の数値は、カラム左寄せで「ND」と記載する。</td><td>①　全シアンの報告下限値(０.１)未満の数値は、ｶﾗﾑ左寄せで「ND」と記載する。
②　アルキル水銀の報告下限値(0.0005)未満の数値は、カラム左寄せで「ND」と記載する。
③　PCBの報告下限値(0.0005)未満の数値は、カラム左寄せで「ND」と記載する。
④　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は各測定値の合計値を求めた後に、上記(2)(3)の桁数処理を行う。ただし､各測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。</td><td>①　気温、水温は小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位までとする
②　流量は小数点以下第３位以下を切り捨て、小数点以下第２位までとする。
③　そのほかの項目の報告下限値は、報告書に記載可能な桁までとし、最小限度は少数点以下第４位までとする。
④　トリハロメタン生成能の算出（加算）に当たっては、クロロホルム生成能、ブロモジクロロメタン生成能、ジブロモクロロメタン生成能、ブロモホルム生成能が報告下限値未満の数値である場合には、報告下限値の数値として取扱い、加算する。</td></tr>
<tr><td>平 均 値</td><td colspan="3">①　有効数字を２桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。
②　報告下限値未満の数値は報告下限値の数値として取扱う。</td></tr>
<tr><td>報告下限値</td><td colspan="3">公共用水域水質測定結果報告書　様式1-1～1-5の「*4：報告下限値」のとおりとする。</td></tr>
</table>

別添様式　公共用水域水質測定結果報告書

様式１－１

注　1　データ部分は最大n行まで作成可とするが、空行は不可とする。
　　2　採取年･月日･時刻、採取位置、地点統一番号、調査区分、調査・採水・分析機関ｺｰﾄﾞは入力必須とする。

項目名	水域名	測定地点名	採取年	採取月日	採取時刻	採取位置ｺｰﾄﾞ	地点統一番号	調査区分ｺｰﾄﾞ	調査機関ｺｰﾄﾞ	採水機関ｺｰﾄﾞ	分析機関ｺｰﾄﾞ	一般項目・外観等						生活環境項目													健康項目	
																湖沼･海域																
												天候ｺｰﾄﾞ	気温(℃)	水温(℃)	採取水深(m)	全水深(m)	透明度(m)	ｐＨ	ＤＯ(mg/l)	ＢＯＤ(mg/l)	ＣＯＤ(mg/l)	ＳＳ(mg/l)	大腸菌数(CFU/100ml)	n-ﾍｷｻﾝ抽出物質(mg/l)	全窒素(mg/l)	全リン(mg/l)	全亜鉛(mg/l)	ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ(mg/l)	LAS(mg/l)	底層溶存酸素量(mg/l)	ｶﾄﾞﾐｳﾑ(mg/l)	全ｼｱﾝ(mg/l)
記載方法	漢字	漢字	西暦(YYYY)必須	数値(MMDD)必須	数値(hhmm)必須	ｺｰﾄﾞ2桁必須	ｺｰﾄﾞ5桁必須	ｺｰﾄﾞ1桁必須	ｺｰﾄﾞ3桁必須	ｺｰﾄﾞ3桁必須	ｺｰﾄﾞ3桁必須	ｺｰﾄﾞ2桁	99.9	99.9	99.9必須	99.99	99.9	99.9	99.9	999.9	999.9	9999	9.9E+99	999.9	99.99	9.999	99.999	9.9E-99	9.9999	99.9	9.999	99.9
項目ｺｰﾄﾞ			002	101	102	107	001	004	011	013	012	1103	1104	1105	1108	1109	1114	1201	1202	1203	1204	1205	1211	1207	1208	1209	1901	1904	1940	1210	1301	1302
最大有効桁数						R	R	R	R	R	R	R	3	3	3	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
報告下限値																	0.1		0.5	0.5	0.5	1	1	0.5	0.05	0.003	0.001	6.0E-05	0.0006	0.5	0.0003	0.1

別添様式　公共用水域水質測定結果報告書　　様式１－２

鉛 (mg/l)	六価ｸﾛﾑ (mg/l)	砒素 (mg/l)	総水銀 (mg/l)	ｱﾙｷﾙ水銀 (mg/l)	ＰＣＢ (mg/l)	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ(mg/l)	四塩化炭素 (mg/l)	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (mg/l)	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (mg/l)	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ (mg/l)	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (mg/l)	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (mg/l)	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ(mg/l)	ﾁｳﾗﾑ (mg/l)	ｼﾏｼﾞﾝ (mg/l)	ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ (mg/l)	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ (mg/l)	ｾﾚﾝ (mg/l)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	ほう素 (mg/l)	ﾌｯ素 (mg/l)
9.999	9.999	9.999	9.9999	9.9999	9.9999	9.999	9.9999	9.9999	9.999	9.999	9.9999	9.9999	9.999	9.9999	9.9999	9.9999	9.9999	9.999	9.999	9.999	9.99	9.99	999.99
1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1821	1326	1407
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
0.005	0.02	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	0.002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0002	0.0006	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.02	0.02	0.08

別添様式　公共用水域水質測定結果報告書　　様式１－３

特殊項目						要監視項目																							
ﾌｪﾉｰﾙ類 (mg/l)	銅 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	鉄（溶解性） (mg/l)	ﾏﾝｶﾞﾝ（溶解性） (mg/l)	ｸﾛﾑ (mg/l)	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ (mg/l)	ﾄﾗﾝｽｰ 1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ (mg/l)	1,2-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ (mg/l)	p-ｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ (mg/l)	ｲｿｷｻﾁｵﾝ (mg/l)	ﾀﾞｲｱｼﾞﾉﾝ (mg/l)	ﾌｪﾆﾄﾛﾁｵﾝ(MEP) (mg/l)	ｲｿﾌﾟﾛﾁｵﾗﾝ (mg/l)	ｵｷｼﾝ銅（有機銅） (mg/l)	ｸﾛﾛﾀﾛﾆﾙ (TPN) (mg/l)	ﾌﾟﾛﾋﾟｻﾞﾐﾄﾞ (mg/l)	ＥＰＮ (mg/l)	ｼﾞｸﾛﾙﾎﾞｽ(DDVP) (mg/l)	ﾌｪﾉﾌﾞｶﾙﾌﾞ (BPMC) (mg/l)	ｲﾌﾟﾛﾍﾞﾝﾎｽ(IBP) (mg/l)	ｸﾛﾙﾆﾄﾛﾌｪﾝ (CNP) (mg/l)	ﾄﾙｴﾝ (mg/l)	ｷｼﾚﾝ (mg/l)	ﾌﾀﾙ酸ｼﾞｴﾁﾙﾍｷｼﾙ (mg/l)	ﾆｯｹﾙ (mg/l)	ﾓﾘﾌﾞﾃﾞﾝ (mg/l)	ｱﾝﾁﾓﾝ (mg/l)	塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ (mg/l)	ｴﾋﾟｸﾛﾋﾄﾞﾘﾝ (mg/l)
9.999	99.99	99.99	999.9	999.99	99.99	9.999	9.999	9.999	9.99	9.9999	9.9999	9.9999	9.999	9.999	9.999	9.9999	9.9999	9.9999	9.999	9.999	9.9999	9.99	9.99	9.999	9.999	9.999	9.999	9.9999	9.9E-99
1401	1402	1403	1404	1405	1406	1801	1802	1803	1804	1805	1806	1807	1808	1809	1810	1811	1501	1812	1813	1814	1815	1816	1817	1818	1625	1820	1624	1822	1823
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
0.005	0.01	0.03	0.1	0.05	0.02	0.0006	0.004	0.006	0.02	0.0008	0.0005	0.0003	0.004	0.004	0.005	0.0008	0.0006	0.0008	0.003	0.0008	0.0001	0.06	0.04	0.006	0.001	0.007	0.002	0.0002	4.0E-05

別添様式　公共用水域水質測定結果報告書　　様式１－４

								要監視項目（水生生物）						その他項目												
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ (mg/l)	全ﾏﾝｶﾞﾝ (mg/l)	ｳﾗﾝ (mg/l)	PFOS及びPFOA (mg/l)	PFOS (mg/l)	PFOS (直鎖体) (mg/l)	PFOA (mg/l)	PFOA (直鎖体) (mg/l)	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ (mg/l)	ﾌｪﾉｰﾙ (mg/l)	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ (mg/l)	4-t-ｵｸﾁﾙﾌｪﾉｰﾙ (mg/l)	ｱﾆﾘﾝ (mg/l)	2,4-ｼﾞｸﾛﾛﾌｪﾉｰﾙ (mg/l)	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素 (mg/l)	亜硝酸性窒素 (mg/l)	硝酸性窒素 (mg/l)	溶存性全窒素 (mg/l)	溶解性リン酸性リン (mg/l)	リン酸性リン (mg/l)	溶存性全リン (mg/l)	全有機性炭素:TOC (mg/l)	溶存有機炭素 (mg/l)	溶存性COD (mg/l)	ｸﾛﾛﾌｨﾙa (μg/l)	faeo色素 (μg/l)	植物ﾌﾟﾗﾝｸﾄﾝ (個/m^3)
9.999	9.99	9.9999	9.9999	9.9999	9.9999	9.9999	9.9999	9.999	9.999	9.999	9.9E-99	9.999	9.9999	99.99	9.999	9.999	9.99	9.999	9.999	9.999	99999.9	99999.9	999.9	9.9E+99	9.9E+99	9.9E+99
1824	1825	1826	1831	1827	1828	1829	1830	1622	1902	1903	1970	1971	1972	0511	1512	1513	0519	0522	0525	0523	0571	0704	0703	0532	0706	0531
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
0.005	0.02	0.0002	0.000002	0.000001	0.0000005	0.000001	0.0000005	0.0006	0.001	0.003	4.0E-05	0.002	0.0003	0.01	0.001	0.001	0.01	0.001	0.003	0.001	0.1	0.1	0.5	5.0E-01	5.0E-01	1.0E+00

別添様式　公共用水域水質測定結果報告書

様式１－５

※ 0:認められない、1:常時は認められない、2:常時認められる

													トリハロメタン生成能									病原性大腸菌			一般項目・外観等					
水色	色度(度)	電気伝導度:EC(μS/cm)	透視度(cm)	濁度(度)	塩素イオン:Cl⁻(mg/l)	溶存性ケイ素(mg/l)	陰イオン界面活性剤:MBAS(mg/l)	ジオスミン(mg/l)	2MIB(mg/l)	VSS(mg/l)	全鉄(mg/l)	硫酸イオン(mg/l)	トリハロメタン生成能(mg/l)	クロロホルム生成能(mg/l)	ブロモジクロロメタン生成能(mg/l)	ジブロモクロロメタン生成能(mg/l)	ブロモホルム生成能(mg/l)	油膜(有・無)	ふん便性大腸菌群数(個/100ml)	大腸菌数(個/100ml)	大腸菌数(MPN/100ml)	O-157(有・無)	O- 26(有・無)	O-128(有・無)	流量(m3/s)	流速(m/s)	波高(m)	色相コード	臭気コード	流況コード
99	99.9	99999	999	99	99999	99.9	99.99	9.999999	9.999999	9999	99.99	99.9	9.9999	9.9999	9.9999	9.9999	9.9999	※	99999	99999	99999	1:有 0:無	1:有 0:無	1:有 0:無	999.99	999.99	99.9	コード3桁	コード3桁	コード2桁
0705	0701	0601	0602	0603	0607	0702	0620	0630	0631	0632	0633	0634	1651	1652	1653	1654	1655	0901	0902	0991	0992	0903	0904	0905	1106	0117	0906	1113	1112	1111
2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2				3	3	2	R	R	R
	1	1	1	1	5	0.5	0.02	0.000005	0.000005	1	0.01	0.1	0.0004	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001		2	1	1									

別　表　1　（河　川）

| 水域名 | 測定地点名 | 地点統一番号 | 測定機関名 | 環境基準 水域 | 環境基準 類型 | 調査区分 通年 | 調査区分 一般 | 採水頻度 年間測定日数 | 採水頻度 一日採水回数 | 測定項目 生活環境項目 PH | DO | BOD | COD | SS | 大腸菌数 | n－ヘキサン抽出物質含有量 | 全窒素 | 全燐 | 全亜鉛 | ノニルフェノール | LAS | 底層溶存酸素量 | 健康項目 カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | アルキル水銀 | PCB | ジクロロメタン | 四塩化炭素 | 1，2ジクロロエタン | 1，1ジクロロエチレン | シス1，2ジクロロエチレン | シス1，1，1トリクロロエタン | 1，1，2トリクロロエタン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1，3ジクロロプロペン | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | フッ素 | ほう素 | 1，4ジオキサン | 特殊項目 フェノール類 | 銅 | 亜鉛 | 溶解性鉄 | 溶解性マンガン | クロム | 要監視項目（クロロホルム | トランス－1，2－ジクロロエチレン | p－ジクロロベンゼン | イソキサチオン |
|---|---|---

| 人の健康の保護に係る項目 | | |

別　表　1　（河　川）

| 水域名 | 測定地点名 | 地点統一番号 | 測定機関名 | 環境基準 水域 | 環境基準 類型 | 調査区分 通年 | 調査区分 一般 | 採水頻度 年間測定日数 | 採水頻度 一日採水回数 | 測定項目 生活環境項目 PH | DO | BOD | COD | SS | 大腸菌数 | n－ヘキサン抽出物質含有量 | 全窒素 | 全燐 | 全亜鉛 | ノニルフェノール | LAS | 底層溶存酸素量 | 健康項目 カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | アルキル水銀 | PCB | ジクロロメタン | 四塩化炭素 | 1，2ジクロロエタン | 1，1ジクロロエチレン | シス－1，2ジクロロエチレン | 1，1，1トリクロロエタン | 1，1，2トリクロロエタン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1，3ジクロロプロペン | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | フッ素 | ほう素 | 1，4ジオキサン | 特殊項目 フェノール類 | 銅 | 亜鉛 | 溶解性鉄 | 溶解性マンガン | クロム | 要監視項目（ クロロホルム | トランス－1，2－ジクロロエチレン | p－ジクロロベンゼン | 1，2－ジクロロプロパン | イソキサチオン |
|---|---|---

| 人の健康の保護に係る項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 要監視項目（水生生物） | | | | | | 要測定指標等 | | | | その他の項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別　表　２　（湖　沼）

| 水系名 | 水域名 | 測定地点名 | 地点統一番号 | 測定機関名 | 環境基準 水域 | 環境基準 類型 | 調査区分 通年 | 調査区分 一般 | 採水頻度 年間測定日数 | 採水頻度 一日採水回数 | 測定項目 生活環境項目 PH | DO | BOD | COD | SS | 大腸菌数 | n－ヘキサン抽出物質含有量 | 全窒素 | 全燐 | 全亜鉛 | ノニルフェノール | LAS | 底層溶存酸素量 | 健康項目 カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | アルキル水銀 | PCB | ジクロロメタン | 四塩化炭素 | 1,2-ジクロロエタン | 1,1-ジクロロエチレン | 1,2-ジクロロエチレン | シス-1,2-ジクロロエチレン | 1,1,1-トリクロロエタン | 1,1,2-トリクロロエタン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1,3-ジクロロプロペン | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | フッ素 | ほう素 | 1,4-ジオキサン | 特殊項目 フェノール類 | 銅 | 亜鉛 | 溶解性鉄 | 溶解性マンガン | クロム | 要監視項目（人の健康の保護に係わる | クロロホルム | トランス-1,2-ジクロロエチレン | p-ジクロロベンゼン | イソキサチオン | ダイアジノン | フェニトロチオン | イソプロチオラン | オキシン銅 | クロロタロニル | プロピザミド | EPN |
|---|---|---

| る項目） | | | | | | | | | | | | | 要監視項目（水生生物） | | | | | | 要測定指標等 | | | その他の項目 | | | | | | | | | | | | |

別　表　３　（海　域）

| 水系名 | 水域名 | 測定地点名 | 地点統一番号 | 測定機関名 | 環境基準 水域 | 環境基準 類型 | 調査区分 通年 | 調査区分 一般 | 採水頻度 年間測定日数 | 採水頻度 一日採水回数 | 測定項目 生活環境項目 PH | DO | BOD | COD | SS | 大腸菌数 | n－ヘキサン抽出物質含有量 | 全窒素 | 全燐 | 全亜鉛 | ノニルフェノール | LAS | 底層溶存酸素量 | 健康項目 カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | アルキル水銀 | PCB | ジクロロメタン | 四塩化炭素 | 1，2－ジクロロエタン | 1，1－ジクロロエチレン | シス－1，2－ジクロロエチレン | 1，1，1－トリクロロエタン | 1，1，2－トリクロロエタン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1，3－ジクロロプロペン | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | フッ素 | ほう素 | 1，4－ジオキサン | 特殊項目 フェノール類 | 銅 | 亜鉛 | 溶解性鉄 | 溶解性マンガン | 要監視項目（人の健康の保護に係る クロロホルム | トランス－1，2－ジクロロエチレン | 1，2－ジクロロプロパン | p－ジクロロベンゼン | イソキサチオン | ダイアジノン | フェニトロチオン | イソプロチオラン | オキシン銅 | クロロタロニル | プロピザミド | EPN |
|---|---|---

| ら項目） | | | | | | | | | | | | | | 要監視項目（水生生物） | | | | | | 要測定指標等 | | | | その他の項目 | | | | | | | | | | | | | |

参　考　（海水浴場遊泳適否調査）

水系名	水域名	測定地点名	地点統一番号	測定機関名	環境基準 水域	環境基準 類型	調査区分 遊泳期間前	調査区分 遊泳期間中	採水頻度 年間測定日数	採水頻度 一日採水回数	測定項目 水質判定項目 ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度	その他項目 pH	導電率・電気伝導度	病原性大腸菌O157	気温	水温	色相	臭気	波高		
日本海	北浦海水浴場	ＩＺ－２	604-01	松江市	海	A	○		2	2	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		ＩＺ－２
	小波海水浴場	小波１	701-01	松江市	海		○		2	2	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		小波１
	桂島海水浴場	桂島１	702-01	松江市	海		○		2	2	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		桂島１
	古浦海水浴場	ＩＺ－３	605-01	松江市	海	A	○		2	2	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		ＩＺ－３
	おわし海水浴場	ＩＺ－５	606-01	県:出雲HC	海	A	○		2	2	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		ＩＺ－５
	稲佐の浜海水浴場	稲佐の浜	708-01	県:出雲HC	海		○		2	2	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		稲佐の浜
	キララビーチ	キララビーチ	729-01	県:出雲HC	海		○		2	2	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		キララビーチ
	久手海水浴場	久手	713-01	県:県央HC	海		○		2	2	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		久手
	波子海水浴場	ＩＷ－１	607-01	県:浜田HC	海	A	○		2	2	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		ＩＷ－１
	石見海浜公園	石見海浜公園1	720-01	県:浜田HC	海		○		2	2	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		石見海浜公園1
	国府海水浴場	国府	734-01	県:浜田HC	海	A	○		2	2	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		国府
	土田海水浴場	土田	732-01	県:益田HC	海		○		2	2	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		土田
	持石海水浴場	ＩＷ－７	610-01	県:益田HC	海	A	○		2	2	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		ＩＷ－７
	塩浜海水浴場	塩浜	723-01	県:隠岐HC	海		○		2	2	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		塩浜
	海士町ﾚｲﾝﾎﾞｰﾋﾞｰﾁ	ﾚｲﾝﾎﾞｰﾋﾞｰﾁ	731-01	県:隠岐HC	海		○		2	2	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		ﾚｲﾝﾎﾞｰﾋﾞｰﾁ
	外浜海水浴場	外浜	728-01	県:隠岐HC	海		○		2	2	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		外浜

調査地点の概略図　No.1

松江・安来地区調査地点図

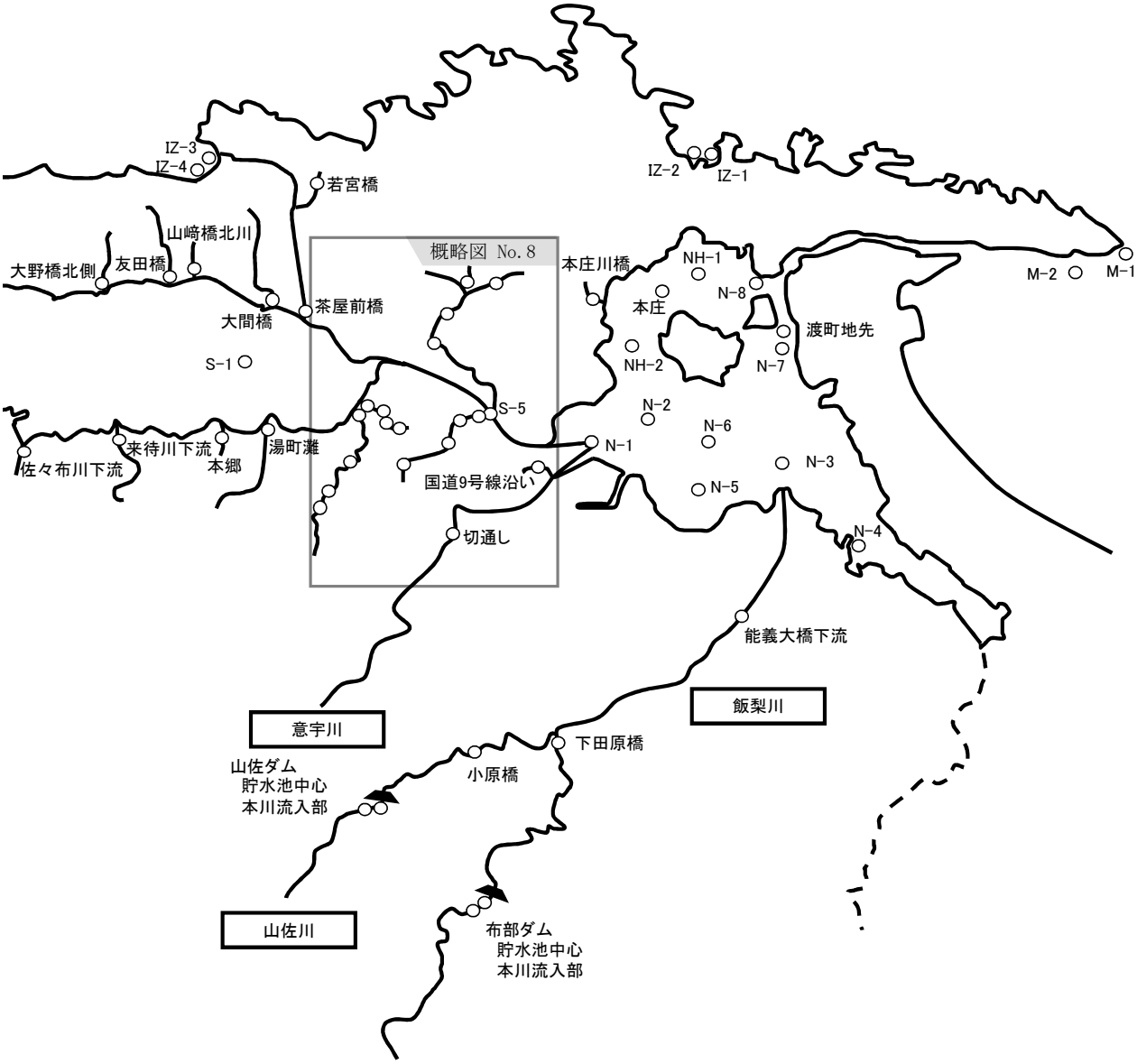

調査地点の概略図　No.2

出雲・雲南地区調査地点図

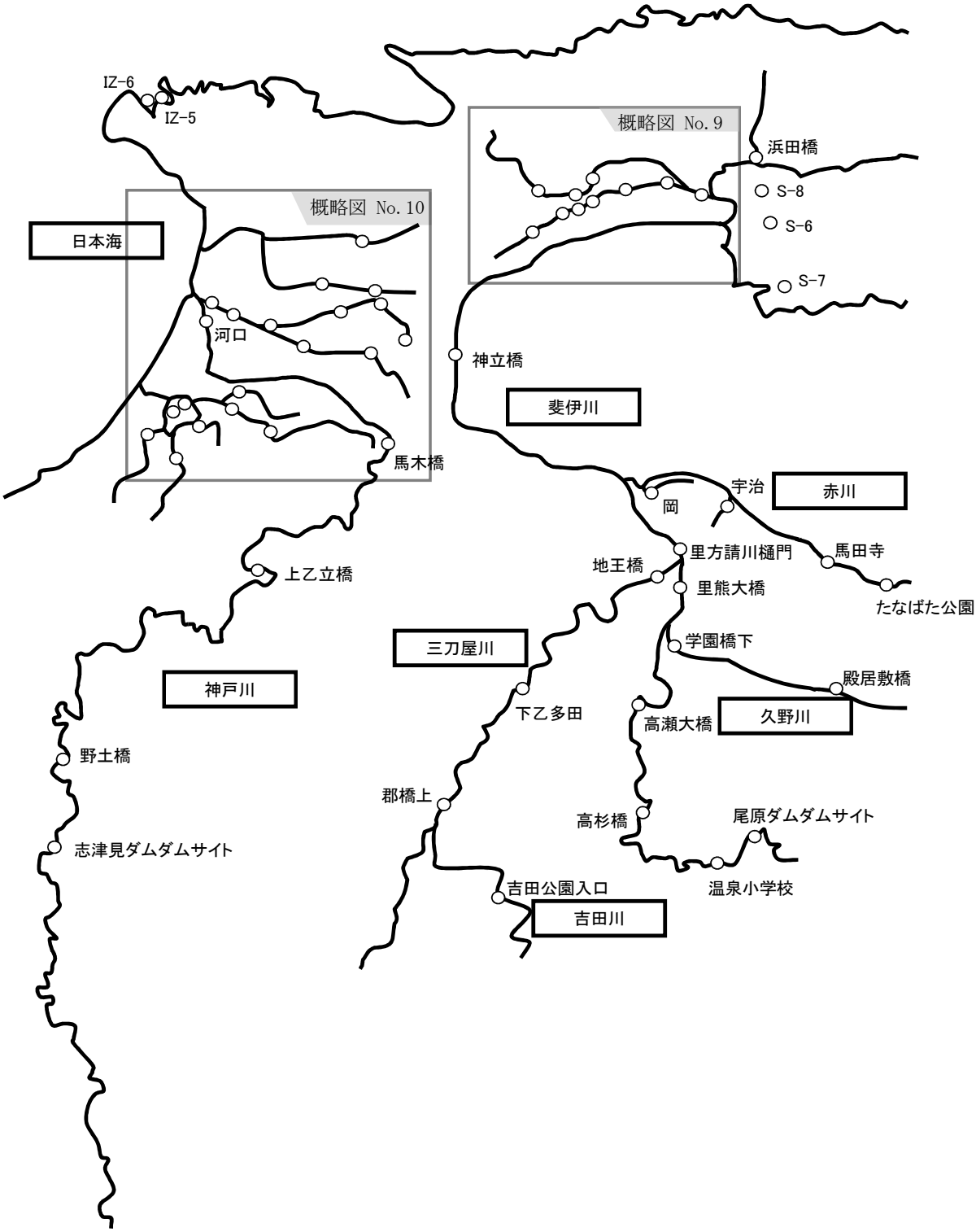

調査地点の概略図　No.8

松江市内河川調査地点図

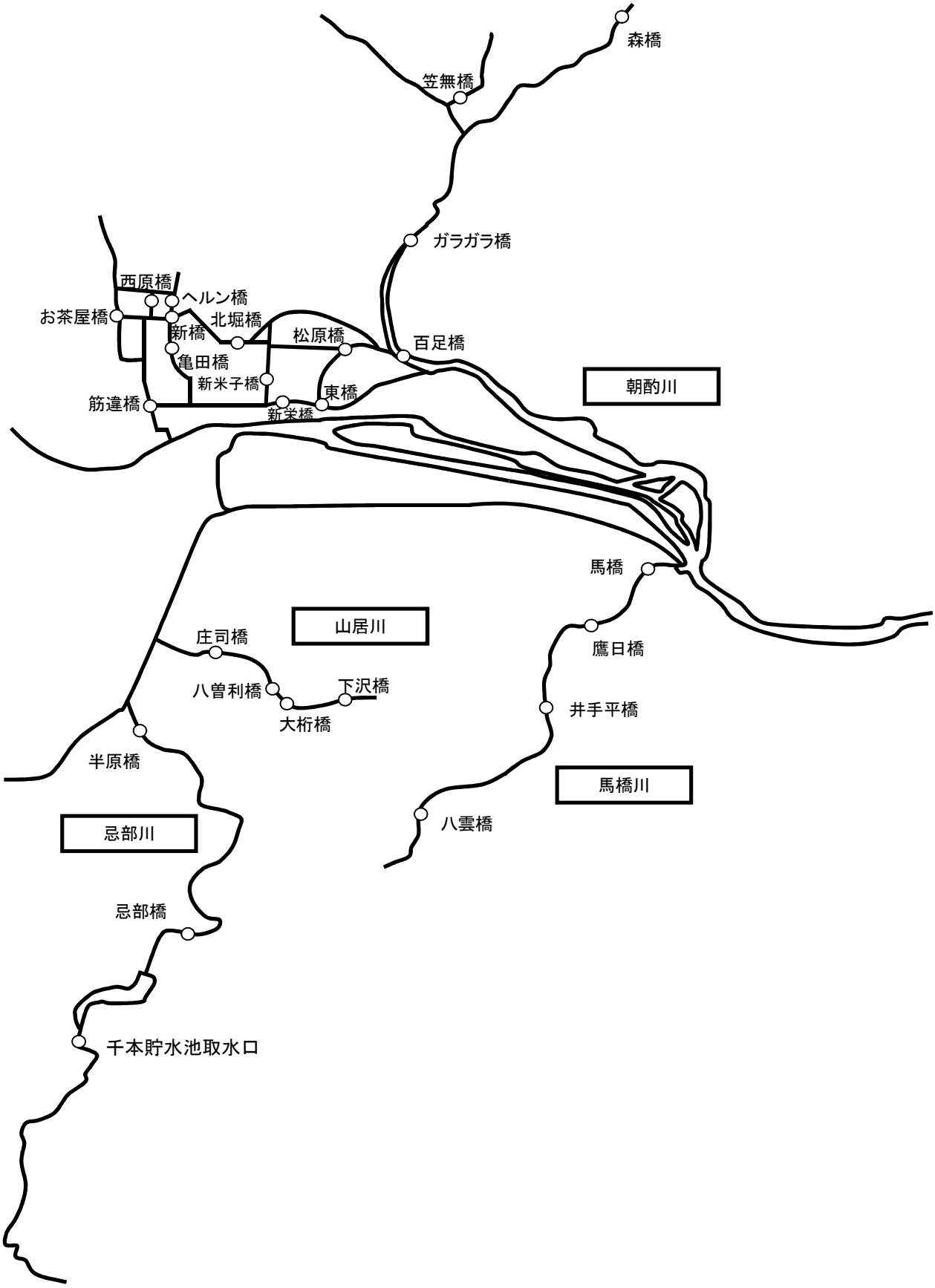

調査地点の概略図　No.7

宍道湖・中海調査地点図

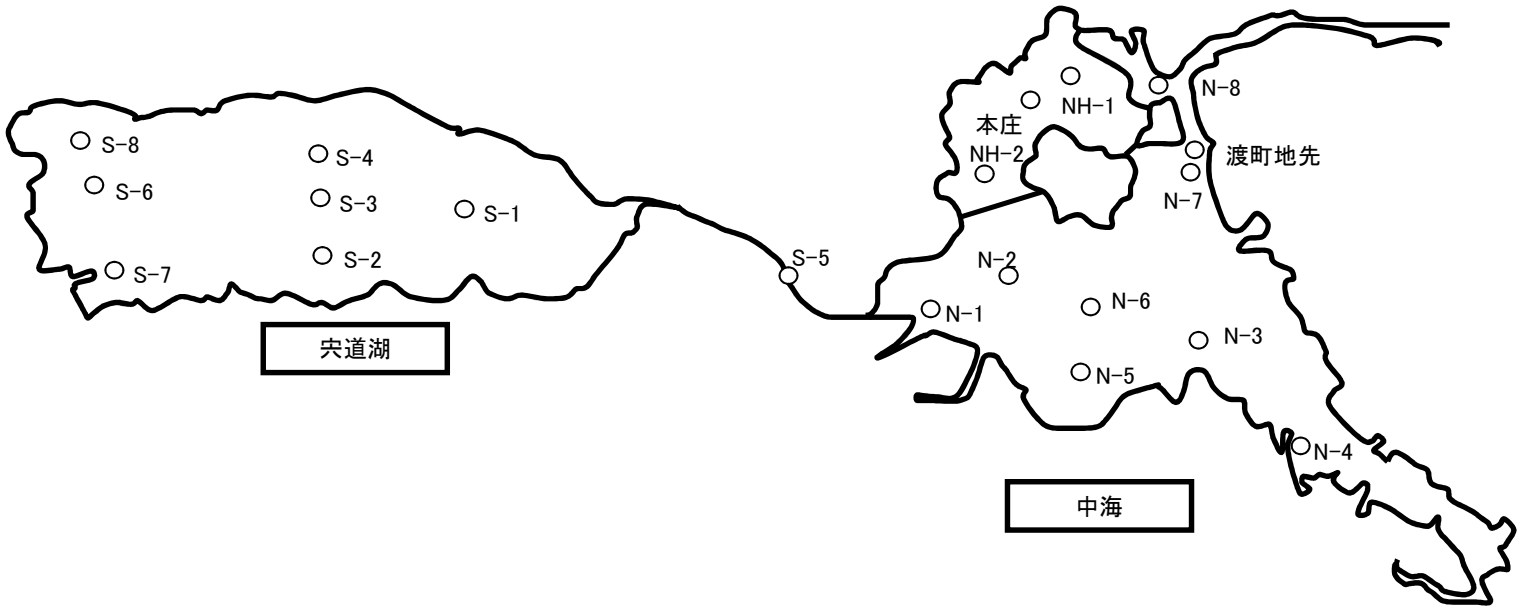

調査地点の概略図　No.6

益田地区調査地点図

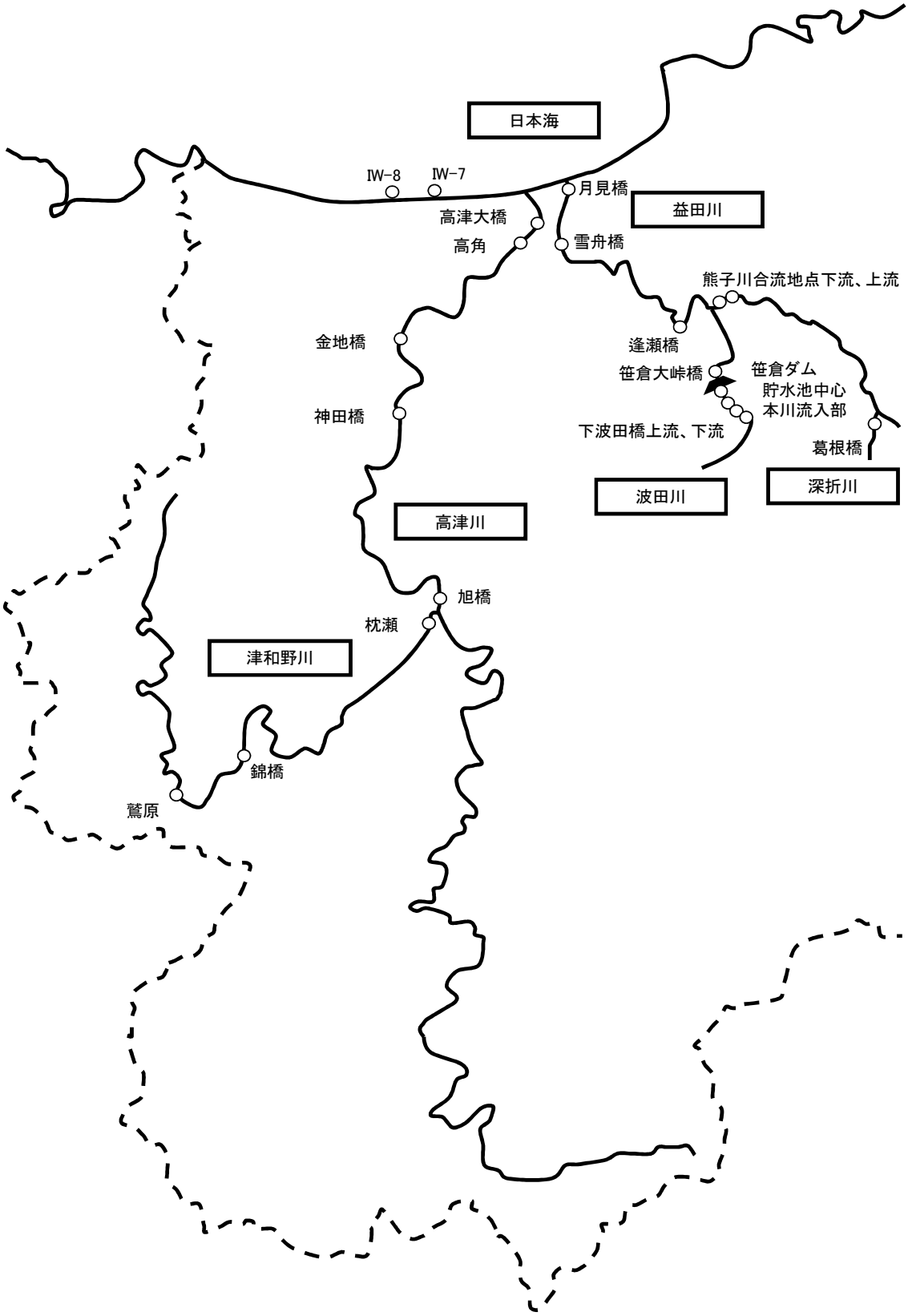

調査地点の概略図　No.5

江津・邑南地区調査地点図

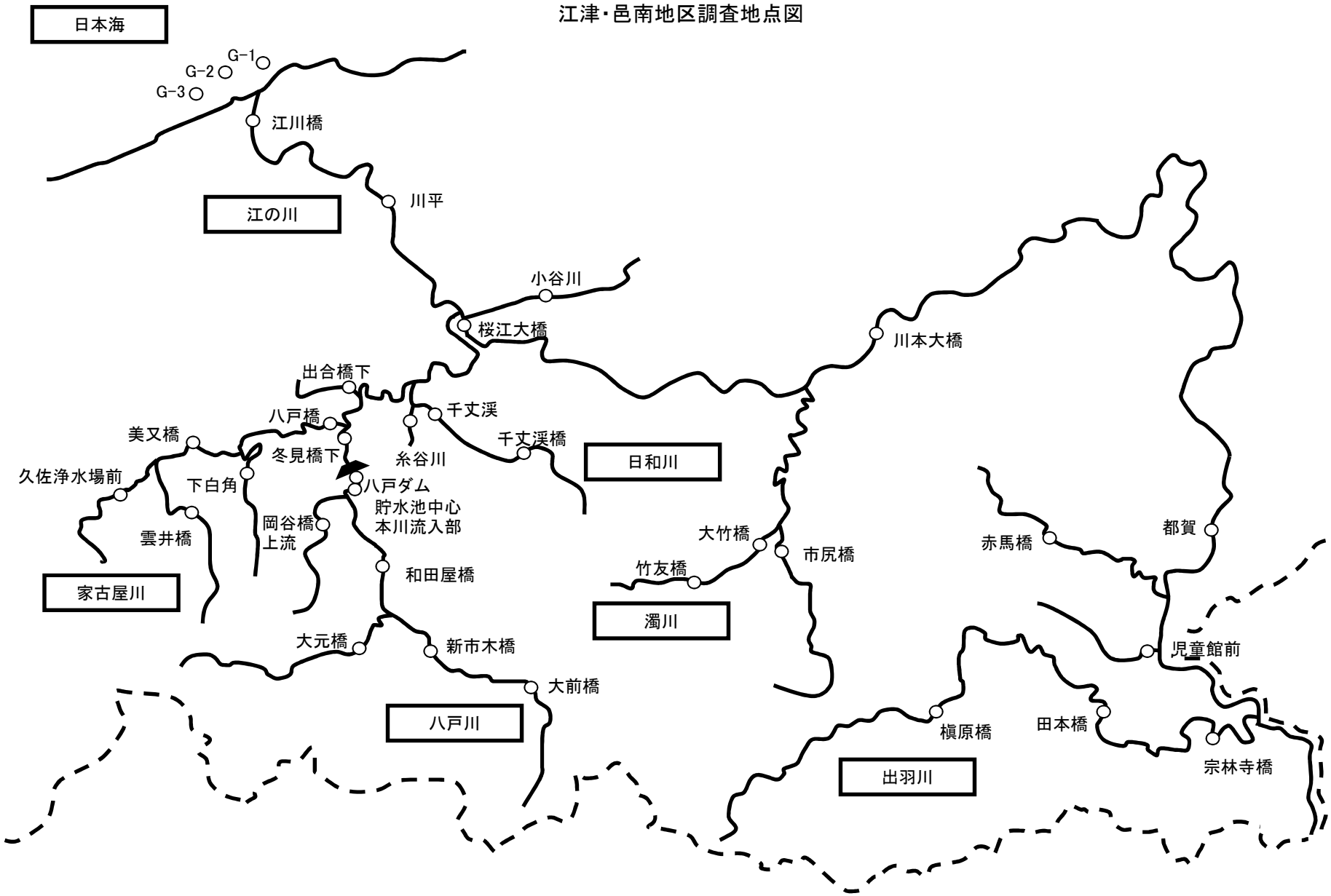

調査地点の概略図　No.3

大田地区調査地点図

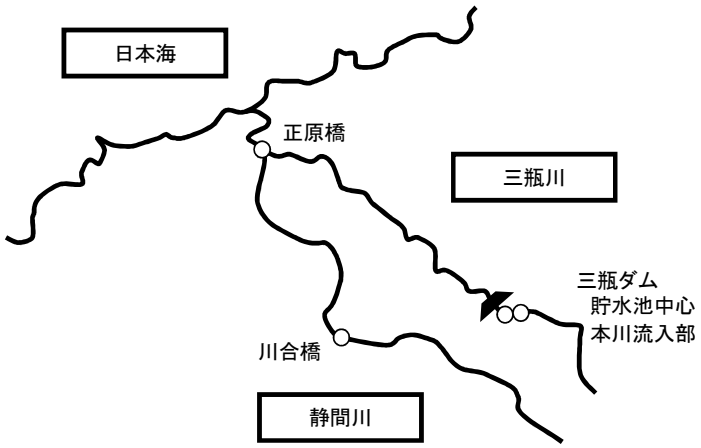

調査地点の概略図　No.4

浜田地区調査地点図

調査地点の概略図　No.9

出雲市（旧平田市）内河川調査地点図

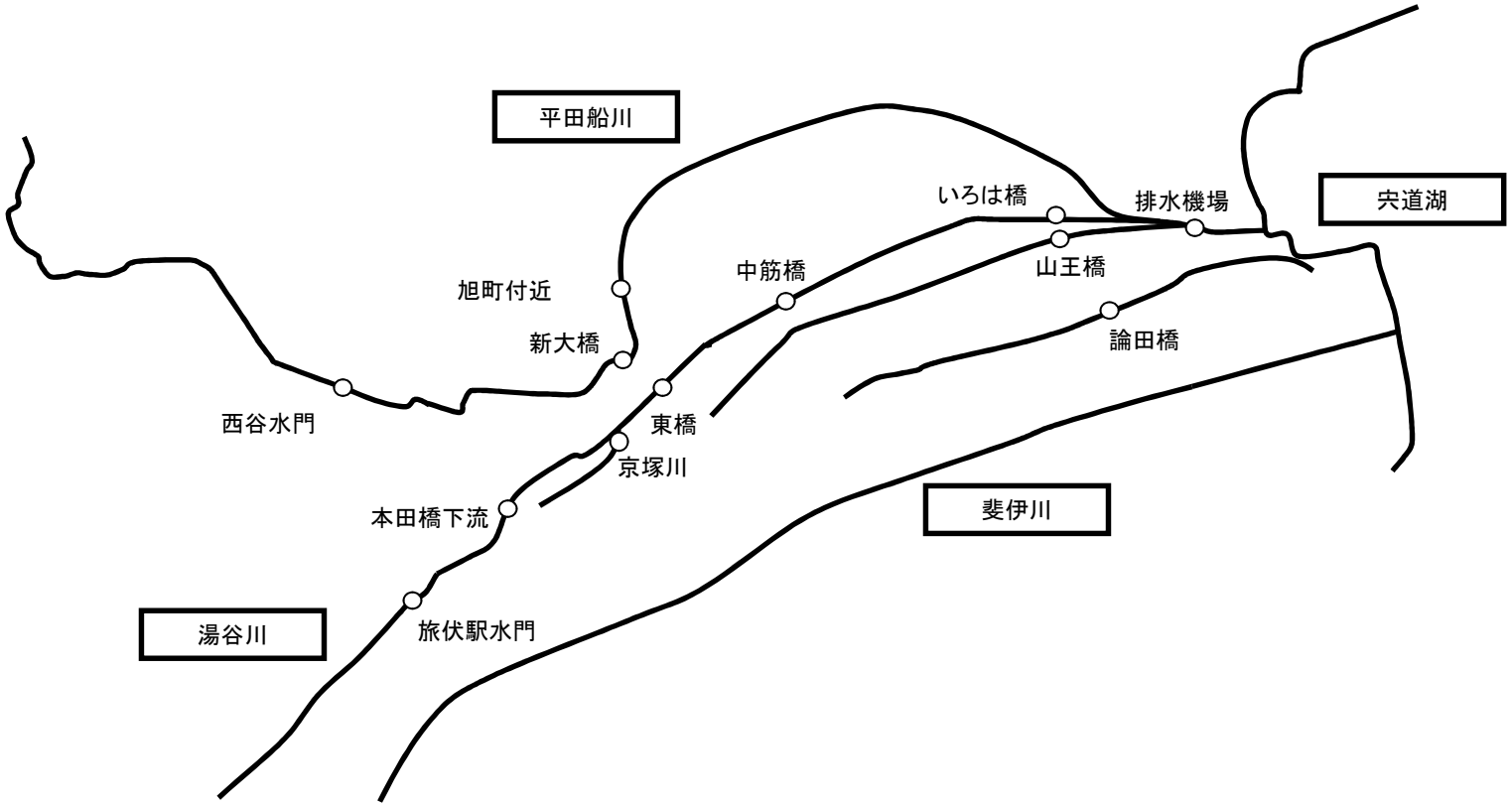

調査地点の概略図　No.10

神西湖・出雲市内河川調査地点図

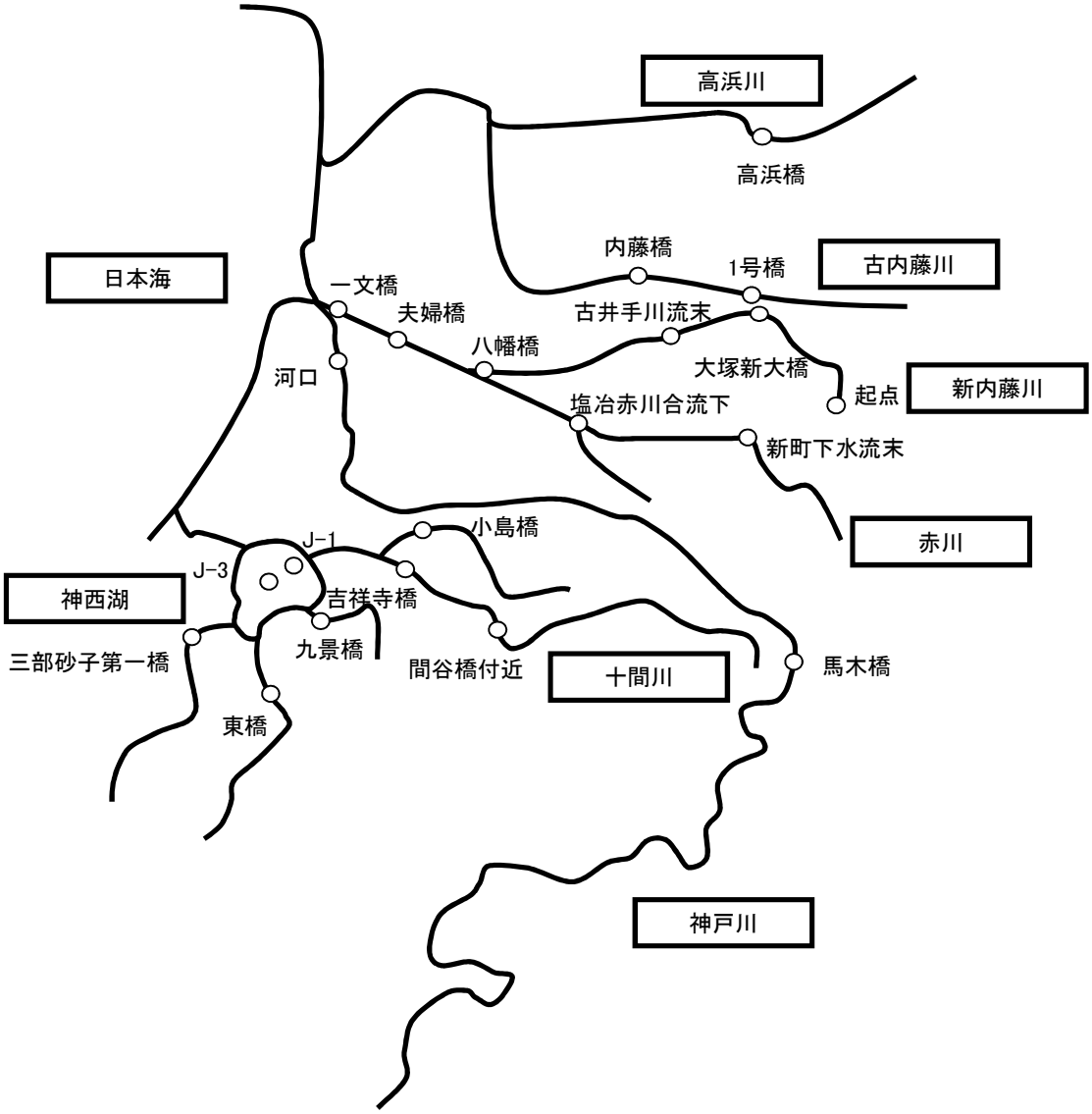

令和４年度地下水水質測定計画

１．趣　　旨

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、本県の区域に属する地下水の水質の測定に関する国及び地方公共団体の計画を、統一的視点から総合的に実施できるよう協議・調整して、地下水の水質の測定について必要な事項を定めるものである。

２．内　　容

測定地点、測定項目、測定頻度及び測定機関（調査担当機関）は、別表１のとおりとする。

３．採　水　時　期

採水は、採水日前において比較的降雨が少ないなど、地下水質が安定している日を選ぶものとする。

４．調査区分ごとの調査内容

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の状況を把握するために、地域の実情に応じ、年次計画を立てて、計画的に実施する地下水の水質調査。

過去に有害物質（特にジクロロメタン等の有機塩素系化合物）を使用した工場・事業場等の立地状況、地下水の利用の状況等を勘案し、汚染の可能性が高い地域及び汚染による利水影響が大きいと考えられる地域を重点的に調査する。

井戸については、汚染の可能性が高い井戸、汚染された場合に多数の人の健康に影響を与える可能性が高い井戸、未調査の井戸を優先して調査する。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査により新たに発見された、又は事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する地下水の水質調査。

(3) 継続監視調査

概況調査又は汚染井戸周辺地区調査により、確認された汚染について継続的に監視するための地下水の水質調査。

５．採水に当たっての留意事項

(1) 地域の井戸の設置状況、地下水の利用状況、地下水の流れ等については、適宜調査を実施し、水質調査に当たって必要な情報を把握するものとする。

(2) 採水時には、井戸の深度(m)、浅井戸、深井戸の区別、用途などを記録するものとする。

(3) 水質調査の実施に当たっては、関係機関と協議のうえ、具体的計画を定め実施するものとする。

６．分　析　方　法

地下水の環境基準項目については、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9年 3月13日環境庁告示第10号）によることを原則とする。

その他項目については、日本産業規格、上水試験方法、下水試験方法等科学的に確立された分析方法によるものとする。

７．調査結果の送付

年間の水質測定結果は、別紙様式１により取りまとめ、調査終了月の翌月末までに島根県環境生活部環境政策課へ送付するものとする。

また、環境基準を超える数値を検出した場合は、年間の水質測定結果の送付とは別に速やかに県環境政策課へ連絡するものとする。

８．そ　　の　　他

(1) この計画に定めのない事項については、関係機関が協議して定めるものとする。

(2) 別表１に示した測定計画では「測定機関」及び「分析機関」の欄の表記は次のとおりの略称を用いている。

（注）測定機関名又は分析機関名の表記（略称）方法について

表記（略称）	正　式　名　称
松江HC	松江市・島根県共同設置松江保健所
県:雲南HC	島根県雲南保健所
県:出雲HC	島根県出雲保健所
県:県央HC	島根県県央保健所
県:浜田HC	島根県浜田保健所
県:益田HC	島根県益田保健所
県:隠岐HC	島根県隠岐保健所
県:保環研	島根県保健環境科学研究所
松江市	松江市

数 値 の 取 扱 い 方 法

（「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」の一部改正について（平成9年３月13日環水管第81号環境庁水質保全局長通達）等に基づく方法等を用いる。）

<table>
<tr><th>項目
区分</th><th>環　境　基　準　項　目</th><th>その他の項目等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">有効数字等</td><td colspan="2">①　報告下限値未満の数値は、「＜報告下限値」（記載例「<0.0005」）と記載する。
②　有効数字は２桁とし、３桁目以下を切り捨てる。
③　報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。
④　測定値が検出の場合には、カラム左寄せで「＃」と記載する。
⑤　測定値が、地下水質環境基準値または指針値を超過した場合には、カラム左寄せで「＊」と記載する。
⑥　測定結果を記入のうえ、欠測とする場合には、カラム左寄せで「Ｋ」と記載する。</td></tr>
<tr><td>①　環境基準項目の報告下限値は、次のとおりとする。（単位はmg/l）
<table>
<tr><td>カドミウム</td><td>0.0003</td><td>1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ</td><td>0.0005</td></tr>
<tr><td>全シアン</td><td>0.1</td><td>1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ</td><td>0.0006</td></tr>
<tr><td>鉛</td><td>0.005</td><td>ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ</td><td>0.001</td></tr>
<tr><td>六価クロム</td><td>0.02</td><td>ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ</td><td>0.0005</td></tr>
<tr><td>砒素</td><td>0.005</td><td>1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ</td><td>0.0002</td></tr>
<tr><td>総水銀</td><td>0.0005</td><td>チウラム</td><td>0.0006</td></tr>
<tr><td>アルキル水銀</td><td>0.0005</td><td>シマジン</td><td>0.0003</td></tr>
<tr><td>ＰＣＢ</td><td>0.0005</td><td>チオベンカルブ</td><td>0.002</td></tr>
<tr><td>ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ</td><td>0.002</td><td>ベンゼン</td><td>0.001</td></tr>
<tr><td>四塩化炭素</td><td>0.0002</td><td>セレン</td><td>0.002</td></tr>
<tr><td>ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ</td><td>0.0002</td><td rowspan="2">硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td><td rowspan="2">0.02</td></tr>
<tr><td>1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ</td><td>0.0004</td></tr>
<tr><td>1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ</td><td>0.01</td><td>ふっ素</td><td>0.08</td></tr>
<tr><td>1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ</td><td>0.004</td><td>ほう素</td><td>0.02</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ</td><td>0.005</td></tr>
</table></td><td>①　気温、水温は小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位までとする。
②　ｐＨは小数第２位を四捨五入し、小数点以下１桁までとする。
③　そのほかの項目の報告下限値は、最小限度を少数点以下第５位までとする。</td></tr>
<tr><td>平均値</td><td colspan="2">①　有効数字を２桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。
②　報告下限値未満の数値は報告下限値の数値として取扱う。</td></tr>
</table>

別紙様式１

地　下　水　質　測　定　結　果　表

調査担当機関名 （分析担当機関名）				
位置	市町村名			
	市町村コード			
	地区名			
	地区コード			
	井戸所在地地番			
	調査地点緯度経度			
井戸諸元等	井戸所有者氏名（井戸名）			
	井戸番号			
	井戸深度（m）［NA:不明，RA:不特定（ ～ m），0.0:湧水等］			
	浅深井戸の別　［1:浅井戸，2:深井戸，3:浅深不明］			
	用途区分［1:水道水源，2:一般飲用，3:生活用水，4:工業用水，5:その他］			
調査状況等	調査区分［1:概況（新規），2:概況（再），3:汚染井戸周辺，4:継続監視調査］			
	調査年月日　［西暦年］			
	採水時刻		：	：
	天候			
	水温　（℃）			
測定項目		地下水の環境基準値		
地下水質環境基準項目	カドミウム	0.003 mg/l以下		
	シアン	検出されないこと		
	鉛	0.01　mg/l以下		
	六価クロム	0.05　mg/l以下		
	砒素	0.01　mg/l以下		
	総水銀	0.0005mg/l以下		
	アルキル水銀	検出されないこと		
	ＰＣＢ	検出されないこと		
	ジクロロメタン	0.02　mg/l以下		
	四塩化炭素	0.002 mg/l以下		
	クロロエチレン	0.002 mg/l以下		
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下		
	1,1-ジクロロエチレン	0.1　mg/l以下		
	1,2-ジクロロエチレン	0.04　mg/l以下		
	1,1,1- トリクロロエタン	1　mg/l以下		
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下		
	トリクロロエチレン(TCE)	0.01　mg/l以下		
	テトラクロロエチレン(PCE)	0.01　mg/l以下		
	1,3- ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下		
	チウラム（ﾁﾗﾑ）	0.006 mg/l以下		
	シマジン（CAT）	0.003 mg/l以下		
	チオベンカルブ	0.02　mg/l以下		
	ベンゼン	0.01　mg/l以下		
	セレン	0.01　mg/l以下		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10　mg/l以下		
	ふっ素	0.8　mg/l以下		
	ほう素	1　mg/l以下		
	1,4- ジオキサン	0.05　mg/l以下		
その他項目	ﾄﾗﾝｽ-1,2-ジクロロエチレン	要監視・指針値:0.04mg/l以下		
	ｐＨ（水素イオン濃度）	水道水質基準:5.8～8.6		
	ＥＣ（導電率）	農業用水基準:300μS/cm以下		
措置状況１（利用者）				
措置状況２（周辺事業場等）				
備考 （井戸の具体的用途・使用頻度・周辺環境等）				

（注）１　井戸深度の欄は、小数点以下１桁まで記入し、不明の場合はコード記入とすること。
２　浅深井戸の別は、井戸深度が第一不透水層以浅のものを浅井戸、以深のものを深井戸とすること。
３　測定項目のいずれかが検出された場合には、「措置１」欄及び「措置２」欄を必ず記入すること。
４　報告下限値未満は「<」印を、検出されたときは「#」印を、環境基準値を超過したときは「*」印を、測定結果左欄に記入すること。
５　井戸所有者等の個人情報や井戸が特定できる情報（緯度経度等）は記入しないこと。

別　表　1（地下水質調査）

市区町村名	市区町村コード	地区名	地区コード	井戸番号	測定機関名	分析機関名	調査区分			採水頻度		測定項目																																					
												環境基準項目																																	その他項目			
							概況調査	汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査	年間測定日数	一日採水回数	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	トランス-1,2-ジクロロエチレン	pH	導電率・電気伝導度	水温
有害物質等使用工場・事業場等近傍井戸等					松江HC	県：浜田HC 県：保環研	○			1	1	1		1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1
					県：雲南HC		○			1	1	1		1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1
					県：出雲HC		○			1	1	1		1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1
					県：県央HC		○			1	1	1		1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1
					県：浜田HC		○			1	1	1		1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1
					県：益田HC		○			1	1	1		1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1
					県：隠岐HC		○			1	1	1		1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1
					松江市	委託	○			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1
							○			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1
出雲市	203	大社町杵築西	L010	200	県：出雲HC	県：浜田HC 県：保環研			○	1	1					1																									1	1	1
出雲市	203	大社町杵築西	L010	203	県：出雲HC				○	1	1					1																									1	1	1
出雲市	203	大社町杵築西	L010	207	県：出雲HC				○	1	1					1																									1	1	1
江津市	207	和木町	0030	600	県：浜田HC				○	1	1			1																											1	1	1
江津市	207	和木町	0030	603	県：浜田HC				○	1	1					1																									1	1	1
益田市	201	高津	0030	400	県：益田HC				○	1	1					1																									1	1	1
概況調査で汚染が確認された井戸周辺井戸等（汚染確認の場合実施）					県：該当HC	県：浜田HC 県：保環研		○			1																																